

# 流山市市民活動災害補償保険制度 (コミュニティ保険)

この保険は、公益性のある活動中にケガをしたり、主催者が賠償責任を問われた場合の補償制度です。

## 制度の特徴

### ① 保険料は不要です。

公益性のある活動をする方が安心して活動していただけるよう、市が保険料を負担し、保険会社と契約しています。

### ② 事前の申し込みは不要です。事故発生後に手続きしてください。

事故が起きた場合、事故報告書等の書類で報告いただきます。参加者名簿も提出いただきますので、参加者名簿の備付をお願いします。

提出された書類をもとに、流山市と保険会社で審査し、流山市市民活動災害補償保険制度の要件を満たすことを確認できた場合、保険金が支払われます。

## 対象となる方

市民団体（原則として5人以上で構成員の70%以上が本市に住所を有するもの）で、参加者名簿に記載のある方

※参加者とは…公益性のある活動に直接参加する者（お祭りに遊びに来た人等の不特定多数の者は除く。）

※名簿について…参加者の氏名が記載されたもの

## 対象となる活動

下記①～③の全てを満たす活動です。

- ① 市民団体が行う公益性のある活動
- ② 継続的・計画的に行われていること（＝団体の事業計画等で確認できる活動）
- ③ 政治、宗教、営利を目的とする活動でないこと



## 対象となる公益的な活動の例

地域社会活動 / 青少年育成活動 / 社会福祉・奉仕活動 / 社会教育活動  
(例) 自治会の事業・行事(総会や役員会への出席、地域清掃活動、夏祭り、  
運動会、避難訓練、地域の見守り活動、事業・行事の準備等)

※自治会事業・行事とは…自治会の総会等で自治会事業・行事として位置付けられた  
もので、全会員が参加でき、そのことを全会員に向けて周知したことを確認できる資  
料がある活動のこと

自主防犯パトロール隊のパトロール活動、手話通訳等のボランティア等

この制度の対象となる活動や補償内容は、全ての事故を補償しているものではなく、必  
要最低限の補償となっています。活動内容等を考慮し、他の保険に加入するなど必要に  
応じた対応を御検討ください。



## 対象となる事故・保険金額

### ■ 傷害事故

公益的な活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、参加者が死亡・負傷  
したとき

※急激かつ偶然な外来の事故とは…原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状  
態の事故で、予知されない出来事により、身体に内在する原因によるものでない事故のこと  
(例えば、靴擦れ、凍傷等のケガは予知できた出来事であり、急激かつ偶然な外来の事故に  
は当たりません)

区分	保険金額	内容
死亡	500万円	事故の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害	15万円~500万円	事故日から180日以内に後遺障害が生じた場合
入院	1日 3,000円	事故の日から180日以内 の入院または通院の場合
通院	1日 2,000円 ※90日限度	

(過去に流山市市民活動災害補償保険制度の対象となった事例)

- 地域清掃活動中に草むらにいた蜂に刺された。
- 防犯パトロール中にチェーンをまたごうとして転び、腕を骨折した。
- 自治会役員会に出席する道中、自転車で転倒し、脚を骨折した。

## ■賠償責任事故

公益性のある活動中に、参加者または第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、指導者等が法律上の賠償責任を負う事故のとき

区分	保険金額（限度額）	内容
身体賠償	1名につき 6,000万円 1事故につき 2億円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故につき 2,000万円	他人の財物に損害を与えた場合
※食中毒事故に係るてん補額 1事故につき 1,000万円 ※保管物（貴重品は除く）の事故に係るてん補額（保険期間中）1,000万円		

（例）

- 自治会のお祭り中に火災が発生し、誘導ミスのため参加者が火傷を負った。
- 自治会の盆踊り大会で、やぐらの設営が不十分だったため、やぐらが倒れ、参加者が下敷きになりケガをした。
- 交通安全教室で、整備不良のため自転車が故障し、参加者がケガをした。
- 防犯パトロール中に誘導棒で通行中の車を傷つけた。

### 補償の対象とならない活動・事故等の一例

賠償責任事故・傷害事故共通	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己研鑽等趣味的活動（スポーツや文化などのサークル活動）</li> <li>・戦争、暴動等によるもの ・故意による事故 ・熱中症</li> <li>・地震、噴火、洪水、津波その他の自然現象によるもの</li> <li>・地域清掃活動において、動力を使用した機器（草刈機等）を起因としたもの</li> </ul>	
賠償責任事故	傷害事故
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居の親族に対する賠償</li> <li>・占有・使用・管理する車両や施設外における動物に起因したものの</li> <li>・施設の建設、改造、修理等の工事に起因するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳疾患、疾病、心神喪失による事故</li> <li>・徐々に痛みが出たもの</li> <li>・他覚症状の無いむち打ち症、腰痛</li> <li>・危険な運動 ・飲酒している場合</li> <li>・無資格運転や酒酔い運転によるもの</li> </ul>

※活動内容等を考慮し、他の保険に加入するなど必要に応じた対応を御検討ください。

## 事故防止は心掛けが大切！！

- 活動の場の安全を確認しましたか？
- 緊急時の体制は整っていますか？
- 事故防止に関する注意を全員に徹底しましたか？
- 参加者の健康状態に問題はありませんか？
- 参加者名簿と参加者のチェックはしましたか？
- 活動に適した服装をしていますか？
- 今の自分にできることですか？
- 無理せずに参加しましょう！！



## 事故が起こった時の手続き方法

### ① コミュニティ課への連絡

事故が発生した場合は、コミュニティ課まで連絡してください。  
手続き方法等について説明します。(TEL 04-7150-6076)

### ② 書類の提出

事故報告書をはじめとする書類を作成し、コミュニティ課へ提出してください。  
※事故の種類や状況によって、必要な書類が異なります。  
※事故日から2週間以内に提出してください。

### ③ 提出された書類をもとに市及び保険会社で審査



### ④ 被害者・負傷者へ保険金請求書類を送付



### ⑤ 治療・示談等終了後、被害者・負傷者は保険金請求書類を提出



### ⑥ 保険会社から保険金の支払い

<問い合わせ先>

流山市役所市民生活部コミュニティ課  
〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1  
TEL 04-7150-6076 / FAX 04-7159-0954

令和3年11月改訂